

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○南極地域の環境の保護に関する法律
施行規則の一部を改正する省令
(環境二〇)

〔告 示〕

○家計調査の調査地域を定める等の件
の一部を改正する件(総務二五一)
○南極地域の環境の保護に関する法律
施行規則表第五下欄に規定する環
境大臣が定める種を定める件の一部
を改正する件(環境六五)

〔官庁報告〕

国家試験
C B T による平成二十九年度 I T パス
ポート試験合格者(経済産業省)

〔資 料〕

四半期別 GDP 速報(一次速報)(二〇
一七(平成二十九)年四々六月期)
(内閣府)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究
所特定計量器型式承認、日本弁護士
連合会懲戒の処分、厚生年金基金清
算結了・清算人退任関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関
係

会社その他

会社決算公告

三〇

三五

三六

三六

○環境省令第二十号

南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)第三条第五号、第十号及び第十一号、第七条第一項第二号及び第三号並びに第十四条第一項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十四日

環境大臣 中川 雅治

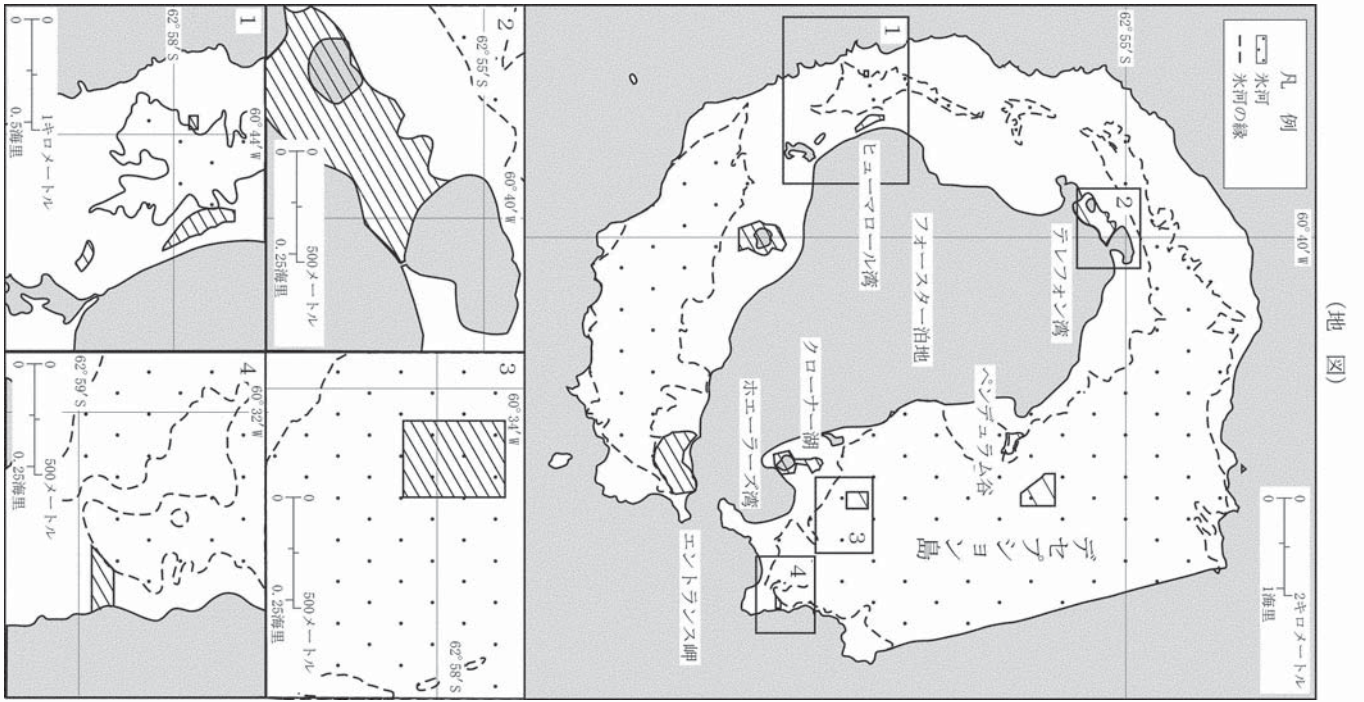
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成九年総理府令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

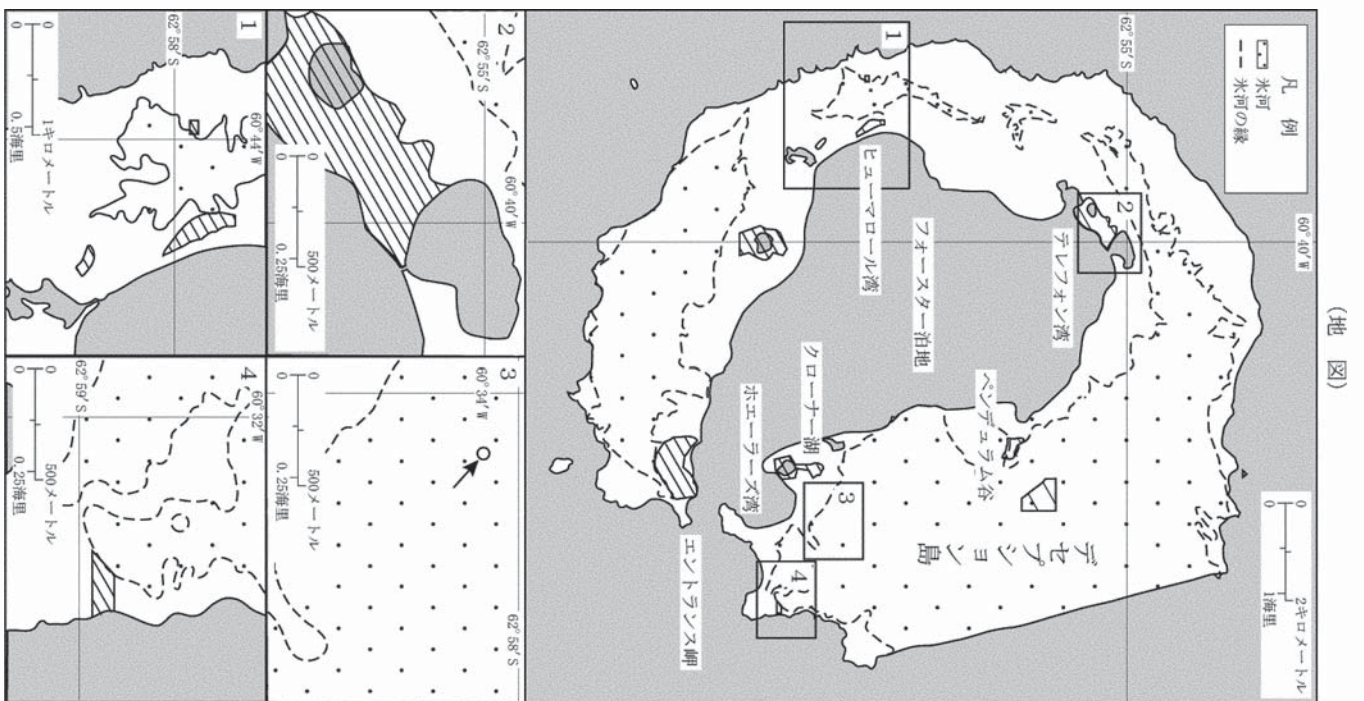
省 令

緯62度57分55秒の緯度線及び西経60度44分12秒の経度線により囲まれた区域、南緯62度55分2秒西経60度40分17秒の地点を起点とし、同地点からエストレーアの海岸線を南進し、南緯62度55分13秒西経60度39分46秒の地点に至り、同地点からテレンツォン湾の海岸線を南西に進み、南緯62度55分46秒西経60度40分52秒の地点に至り、同地点からスタンコムコープの海岸線を北進し、南緯62度55分30秒西経60度41分13秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度56分10秒西経60度35分15秒の地点を起点とし、同地点から氷河の縁を南東に進み、南緯62度56分20秒西経60度34分41秒の地点に至り、同地点から標高40メートルの等高線を南進し、南緯62度56分28秒西経60度34分44秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯62度56分21秒西経60度35分16秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度55分51秒西経60度33分30秒の地点を起点とし、同地点から西経60度33分30秒の経度線を南進し、南緯62度56分12秒西経60度33分30秒の地点に至り、同地点から南緯62度56分12秒の緯度線を西進し、南緯62度56分12秒西経60度33分48秒の地点に至り、同地点から西方、北から31度の方向に引いた直線を北西に進み、南緯62度55分57秒西経60度34分42秒の地点に至り、同地点から西経60度34分42秒の経度線を北進し、南緯62度55分51秒西経60度34分42秒の地点に至り、同地点から南緯62度55分51秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度57分50秒の緯度線、西経60度33分25秒の経度線、南緯62度58分5秒の緯度線及び西経60度33分50秒の経度線により囲まれた区域、ホエーラーズ湾に面した海岸にある地点(南緯62度58分57秒西経60度34分31秒)を起点とし、同地点から西方、北から84度の方向に引いた直線を西進し、南緯62度58分58秒西経60度34分46秒の地点に至り、同地点から西方、北から13度の方向に引いた直線を北西に進み、南緯62度58分48秒西経60度34分51秒の地点に至り、同地点から東方、北から53度の方向に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分43秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北進し、南緯62度58分34秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北西に進み、南緯62度58分32秒西経60度34分19秒の地点に至り、同地点から西方、北から171度の方向に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分35秒西経60度34分30秒の地点に至り、同地点から西方、北から171度の方向に引いた直線を南進し、南緯62度58分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から104度の方向に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分44秒西経60度34分21秒の地点に至り、同地点から東方、北から167度の方向に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分53秒西経60度34分17秒の地点に至り、同地点から西方、北から122度の方向に引いた直線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域並びに南緯62度58分54秒西経60度31分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯62度58分54秒の緯度線を東進し、南緯62度58分54秒西経60度31分12秒の地点に至り、同地点から海岸線を南進し、南緯62度58分57秒西経60度30分58秒の地点に至り、同地点から南緯62度58分57秒の緯度線を西進し、南緯62度58分57秒西経60度31分19秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

緯62度57分55秒の緯度線及び西経60度44分12秒の経度線により囲まれた区域、南緯62度55分2秒西経60度40分17秒の地点を起点とし、同地点からエストレーアの海岸線を南進し、南緯62度55分13秒西経60度39分46秒の地点に至り、同地点からテレンツォン湾の海岸線を南西に進み、南緯62度55分46秒西経60度40分52秒の地点に至り、同地点からスタンコムコープの海岸線を北進し、南緯62度55分30秒西経60度41分13秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度56分10秒西経60度35分15秒の地点を起点とし、同地点から氷河の縁を南東に進み、南緯62度56分20秒西経60度34分41秒の地点に至り、同地点から標高40メートルの等高線を南進し、南緯62度56分28秒西経60度34分44秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を西進し、南緯62度56分21秒西経60度35分16秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度55分51秒西経60度33分30秒の地点を起点とし、同地点から西経60度33分30秒の経度線を南進し、南緯62度56分12秒西経60度33分30秒の地点に至り、同地点から南緯62度56分12秒の緯度線を西進し、南緯62度56分12秒西経60度33分48秒の地点に至り、同地点から西方、北から31度の方向に引いた直線を北西に進み、南緯62度55分57秒西経60度34分42秒の地点に至り、同地点から西経60度34分42秒の経度線を北進し、南緯62度55分51秒西経60度34分42秒の地点に至り、同地点から南緯62度55分51秒の緯度線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域、南緯62度58分2秒西経60度33分39秒の地点から27メートル以内の区域、ホエーラーズ湾に面した海岸にある地点(南緯62度58分57秒西経60度34分31秒)を起点とし、同地点から西方、北から84度の方向に引いた直線を西進し、南緯62度58分58秒西経60度34分46秒の地点に至り、同地点から西方、北から13度の方向に引いた直線を北西に進み、南緯62度58分48秒西経60度34分51秒の地点に至り、同地点から東方、北から53度の方向に引いた直線を北東に進み、南緯62度58分43秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北進し、南緯62度58分34秒西経60度34分39秒の地点に至り、同地点から標高10メートルの等高線を北西に進み、南緯62度58分32秒西経60度34分19秒の地点に至り、同地点から西方、北から171度の方向に引いた直線を南西に進み、南緯62度58分35秒西経60度34分30秒の地点に至り、同地点から西方、北から171度の方向に引いた直線を南進し、南緯62度58分33秒の地点に至り、同地点から東方、北から104度の方向に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分44秒西経60度34分21秒の地点に至り、同地点から東方、北から167度の方向に引いた直線を南東に進み、南緯62度58分53秒西経60度34分17秒の地点に至り、同地点から西方、北から122度の方向に引いた直線を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域並びに南緯62度58分54秒西経60度31分12秒の地点を起点とし、同地点から南緯62度58分54秒の緯度線を東進し、南緯62度58分54秒西経60度31分12秒の地点に至り、同地点から海岸線を南進し、南緯62度58分57秒西経60度30分58秒の地点に至り、同地点から南緯62度58分57秒の緯度線を西進し、南緯62度58分57秒西経60度31分19秒の地点に至り、同地点から氷河の縁を北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。



(地図)



(地図)

別表第二 南極哺乳類 (第六条関係)

科 名	種 名
(一) 食肉目	
あしか科	<i>Arctocephalus gazella</i> (ナンキョクオットセイ) <i>Arctocephalus tropicalis</i> (アナンキョクオットセイ)
あざらし科	<i>Hydrurga leptonyx</i> (ヒョウアザラシ) <i>Leptonychotes weddellii</i> (ウエッデルアザラシ) <i>Lobodon carcinophagus</i> (カニクイアザラシ) <i>Mirounga leonina</i> (ミナミゾウアザラシ) <i>Ommatophoca rossi</i> (ロシアアザラシ)
(二) くじら目	
せみくじら科	<i>Eubalaena australis</i> (ミナミセミクジラ)
ながすくじら科	<i>Balaenoptera acutorostrata</i> (ミンククジラ) <i>Balaenoptera borealis</i> (イワシクジラ) <i>Balaenoptera musculus</i> (シロナガスクジラ) <i>Balaenoptera physalus</i> (ナガスクジラ) <i>Megaptera novaeangliae</i> (ザトウクジラ)
まいるか科	<i>Globicephala melas</i> (ヒレナガゴンドウ) <i>Lagenorhynchus cruciger</i> (ダンダラカマイルカ) <i>Orcinus orca</i> (シャチ)
まつこうくじら科	<i>Physaler macrocephalus</i> (Sm. <i>Physaler catodon</i>) (マッコウクジラ)
あかぼうくじら科	<i>Berardius arnuxi</i> (ミナミツチクジラ) <i>Hyperoodon planifrons</i> (ミナミトックリクジラ) <i>Mesoplodon grayi</i> (ミナミオオキハクジラ)

備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

別表第二 南極哺乳類 (第六条関係)

科 名	種 名
(一) くじら目	
せみくじら科	エウバラエナ・アウストラリス (異名エウバラエナ・グラシアリス又はバラエナ・グラシアリス。ミナミセミクジラ)
ながすくじら科	バラエノプテラ・ムスクルス (シロナガスクジラ) バラエノプテラ・フィサルス (ナガスクジラ) バラエノプテラ・ボレアリス (イワシクジラ) バラエノプテラ・アクトロストラタ (ミンククジラ) メガプテラ・ノヴァエアングリアエ (ザトウクジラ)
まつこうくじら科	フィセテル・マクロケファルス (異名フィセテル・カトドン。マッコウクジラ)
あかぼうくじら科	ベラルディウス・アルヌクスイイ (ミナミツチクジラ) メソプロドン・グライイ (ミナミオオキハクジラ) ヒュペロドン・プラニフロンス (ミナミトックリクジラ)
まいるか科	オルキヌス・オルカ (シャチ) グロピケファラ・メラス (ヒレナガゴンドウ) ラゲノリュンクス・クルキゲル (ダンダラカマイルカ)
(二) 食肉目	
あしか科	アルクトケファルス・ガゼルラ (ナンキョクオットセイ) アルクトケファルス・トロピカリス (アナンキョクオットセイ)
あざらし科	レプトニユコテス・ウエデルリ (ウエッデルアザラシ) ロポドン・カルキノファアグス (カニクイアザラシ) ヒュドルガ・レプトニユクス (ヒョウアザラシ) オンマトフォカ・ロスイ (ロシアアザラシ) ミロウンガ・レオニナ (ミナミゾウアザラシ)

備考

- 一 異名とは種の名称以外の呼称で、分類学上一部で使用されているものをいう。
- 二 括弧内に記載する異名以外の呼称は、和名である。

別表第三 南極鳥類 (第七条関係)

科 名	種 名
(一) ちどり目	
さやほしちどり科	<i>Chionis alba</i> (サヤハシチドリ)
かもめ科	<i>Larus dominicanus</i> (ミナミオオセグロカモメ) <i>Sterna paradisaea</i> (キョクアジサシ) <i>Sterna vittata</i> (ナンキョクアジサシ)
とごぎくかもめ科	<i>Catharacta macromiata</i> (ナンキョクオオトウゾクカモメ) <i>Catharacta stua</i> (オオトウゾクカモメ)
(二) ペリカン目	
う科	<i>Phalacrocorax bransfeldensis</i> (シエトランドキバナウ) <i>Phalacrocorax georgianus</i> (シヨージアキバナウ)

別表第三 南極鳥類 (第七条関係)

科 名	種 名
(一) みずなぎどり目	
あほうどり科	デイオメデア・エクスランス (ワタリアホウドリ) デイオメデア・エボモフォラ (シロアホウドリ) デイオメデア・メラノフリス (マユグロアホウドリ) デイオメデア・クリソスタマ (ハイガシラアホウドリ) フォエベトリア・フスカ (ススイロアホウドリ) フォエベトリア・パルベプラタ (ハイイロアホウドリ)
みずなぎどり科	マクロネクトス・ギガントウス (オオフルマカモメ) マクロネクトス・ハルリ (キタオオフルマカモメ) フルマルス・グラキアロイデス (ギンフルマカモメ) タラソイカ・アンタルクティカ (ナンキョクフルマカモメ) ダプティオン・カベンセ (マダラフルマカモメ) パゴドロマ・ニヴェア (ユキドリ) プテロドロマ・レソニイ (メグロシロハラミズナギドリ) プテロドロマ・ブレヴィロストリス (ケルゲレンミズナギドリ) プテロドロマ・モルリス (カオジロミズナギドリ) プテロドロマ・イネクスベクタタ (マダラシロハラミズナギドリ) ハロバエナ・カエルレア (アオミズナギドリ) パキユプティラ・デソラタ (ナンキョククジラドリ) パキユプティラ・ベルケリ (ハシボソクジラドリ) プロケルラリア・アエクイノクティアリス (ノドジロクロミズナギドリ) リ) プロケルラリア・キネレア (オオハイイロミズナギドリ) プフィヌス・グリセウス (ハイイロミズナギドリ)
うみつばめ科	オケアニテス・オケアニクス (アシナガウミツバメ) オケアニテス・ネレイス (異名ガロロディア・ネレイス。ヒメアシナガウミツバメ) フレゲタ・トロピカ (クロハラウミツバメ)
(二) ペンギン目	
もべりうみつばめ科	ペレカノイデス・ゲオルギクス (ミナモグリウミツバメ)

(四) ペンギン目	みずなぎどり科	もへりうみつばめ科	うみつばめ科	あほうどり科	(三) みずなぎどり目
		<p><i>Daphnion capense</i> (マダラフルマカモメ) <i>Fulmarus glacialis</i> (キンフルマカモメ) <i>Halobaena caerulea</i> (マオニスナギドリ) <i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ) <i>Macronectes halli</i> (キタオオフルマカモメ) <i>Pachyphila belcheri</i> (ハシボソクジラドリ) <i>Pachyphila desolata</i> (ナンキョククジラドリ) <i>Pagodroma nivea</i> (ユキドリ) <i>Procellaria aequinoctialis</i> (ノドジロクロミズナギドリ) <i>Procellaria cinerea</i> (オオハイイロミズナギドリ) <i>Pterodroma brevirostris</i> (ケルゲレンミズナギドリ) <i>Pterodroma inexpectata</i> (マダラシロハラミズナギドリ) <i>Pterodroma lessonae</i> (メグロシロハラミズナギドリ) <i>Pterodroma mollis</i> (カオシロミズナギドリ) <i>Puffinus griseus</i> (ハイイロミズナギドリ) <i>Tyrassoaica antarctica</i> (ナンキョクフルマカモメ)</p>	<p><i>Fregetta tropica</i> (クロハラウミツバメ) <i>Oceanites nereis</i> (syn. <i>Garradua nereis</i>) (ヒメアシナガウミツバメ) <i>Oceanites oceanicus</i> (アシナガウミツバメ) <i>Pelecanoides georgicus</i> (ミナミモグリウミツバメ)</p>	<p><i>Diomedea chrysostoma</i> (ハイガシラアホウドリ) <i>Diomedea epomophora</i> (シロアホウドリ) <i>Diomedea exulans</i> (ワタリアホウドリ) <i>Diomedea melanophrys</i> (マユグロアホウドリ) <i>Phoebastria fusca</i> (フスイロアホウドリ) <i>Phoebastria palpebrata</i> (ハイイロアホウドリ)</p>	

とうぞくかもめ科	さやはしちどり科	(四) ちどり目	う科	(三) ペリカン目	ペンギン科
		キオニス・アルバ (サヤハシチドリ)	<p>ファラクロコラクス・フランスフィエルデンシス (シエトランドキバナウ) ファラクロコラクス・ゲオルギアヌス (ジョージアキバナウ)</p>	<p>アプテノデュテス・パタゴニクス (オウサマペンギン) アプテノデュテス・フォルステリ (コウテイペンギン) ピュゴスケリス・パプア (ジエンツーパーペンギン) ピュゴスケリス・アデリアエ (アデリーペンギン) ピュゴスケリス・アンタルクティカ (ヒゲペンギン) エウデュプテス・クリソコメ (イワトビペンギン) エウデュプテス・クリソロフス (マカロニペンギン)</p>	

第二十五～三十一南極特別保護地区	(略)	四～十一 (略)	一・二 (略) 三 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、 <i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) の繁殖地から九百三十メートル以内の海氷上には着陸しないこと。	(略)	要件	南極特別保護地区		
						第一～二十三南極特別保護地区		
別表第六 南極特別保護地区ごとの要件 (第十二条関係)								
区分	一 (略)	二 次に掲げる場合以外の場合における生きている生物 (ウイルスを含む) の南極地域への持込み	イ・ロ (略)	目的	一 鑑賞 (植物に限る)。 二 実験	条件	一 持ち込む生きている生物が <i>Canis</i> 属 (イヌ属) 又は鳥綱に属する種の個体でないこと。 二～四 (略)	
別表第五 南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件 (第十一条関係)								
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。								
ペンギン科 <i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) <i>Aptenodytes patagonicus</i> (オウサマペンギン) <i>Eudyptes chrysocome</i> (イワトビペンギン) <i>Eudyptes chrysolophus</i> (マカロニペンギン) <i>Pygoscelis adeliae</i> (アデリーペンギン) <i>Pygoscelis antarctica</i> (ヒゲペンギン) <i>Pygoscelis papua</i> (エンターペンギン)								

第二十五～三十一南極特別保護地区	(略)	四～十一 (略)	一・二 (略) 三 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、 <i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) の繁殖地から九百三十メートル以内の海氷上には着陸しないこと。	(略)	要件	南極特別保護地区		
						第一～二十三南極特別保護地区		
別表第六 南極特別保護地区ごとの要件 (第十二条関係)								
区分	一 (略)	二 次に掲げる場合以外の場合における生きている生物 (ウイルスを含む) の南極地域への持込み	イ・ロ (略)	目的	一 鑑賞 (植物に限る)。 二 実験	条件	一 持ち込む生きている生物が <i>Canis</i> 属 (イヌ属) 又は鳥綱に属する種の個体でないこと。 二～四 (略)	
別表第五 南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件 (第十一条関係)								
備考 一 異名とは種の名称以外の呼称で、分類学上一部で使用されているものをいう。 二 括弧内に記載する異名以外の呼称は、和名である。								
かもめ科 ラルス・ドミニカヌス (ミナミオオセグロカモメ) ステルナ・パラデイサエア (キョクアジサシ) ステルナ・ヴィタタ (ナンキョクアジサシ)								

<p>第三十二南極特別保護地区</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1" data-bbox="1038 528 1353 1061"> <tr> <td>ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)</td> <td>十メートル</td> </tr> <tr> <td>ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)</td> <td>五メートル</td> </tr> <tr> <td><i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)</td> <td>百メートル</td> </tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種</td> <td>十メートル</td> </tr> </table> <p>八〇十三 (略)</p>	ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)	十メートル	ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)	五メートル	<i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)	百メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル
ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)	十メートル								
ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)	五メートル								
<i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)	百メートル								
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル								
<p>第三十三〜三十九南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 南緯六十二度五十七分五十秒の緯度線、西経六十度三十分二十五秒の経度線、南緯六十二度五十八分五秒の緯度線及び西経六十度三十三分五十秒の経度線により囲まれた区域に立ち入らないこと。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。</p> <p>六〇十三 (略)</p>								
<p>第四十一〜五十九南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1" data-bbox="124 528 400 1061"> <tr> <td><i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)</td> <td>百メートル(科学的調査のために必要な場合にあっては、二十メートル)</td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)</td> <td>三十メートル</td> </tr> </table>	<i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)	百メートル(科学的調査のために必要な場合にあっては、二十メートル)	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)	三十メートル				
<i>Macronectes giganteus</i> (オオフルマカモメ)	百メートル(科学的調査のために必要な場合にあっては、二十メートル)								
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)	三十メートル								

<p>第三十二南極特別保護地区</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1" data-bbox="1038 1480 1353 2013"> <tr> <td>ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)</td> <td>十メートル</td> </tr> <tr> <td>ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)</td> <td>五メートル</td> </tr> <tr> <td>マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)</td> <td>百メートル</td> </tr> <tr> <td>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種</td> <td>十メートル</td> </tr> </table> <p>八〇十三 (略)</p>	ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)	十メートル	ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)	五メートル	マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル	南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル
ペンギン目に属する種(繁殖地にいるものに限る。)	十メートル								
ペンギン目に属する種(換羽中のものに限る。)	五メートル								
マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル								
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル								
<p>第三十三〜三十九南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四〇十一 (略)</p>								
<p>第四十一〜五十九南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1" data-bbox="124 1480 400 2013"> <tr> <td>マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)</td> <td>百メートル(科学的調査のために必要な場合にあっては、二十メートル)</td> </tr> <tr> <td>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)</td> <td>三十メートル</td> </tr> </table>	マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル(科学的調査のために必要な場合にあっては、二十メートル)	南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)	三十メートル				
マクロネクテス・ギガンテウス(オオフルマカモメ)	百メートル(科学的調査のために必要な場合にあっては、二十メートル)								
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種(繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。)	三十メートル								

<p>第六十一～六十四南極特別保護地区</p>	<p>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。） 南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種（<i>Macronectes giganteus</i>（オオフルマカモメ）を除く。） <i>Catharacta macconnickii</i>（ナンキョクオオトウゾクカモメ） 南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。） 南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）</p>		
<p>第六十五南極特別保護地区</p>	<p>一～十一（略） 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。 十三（略）</p>		
<p>第六十六南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>		
<p>第六十七南極特別保護地区</p>	<p>一～九（略） 十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1" data-bbox="118 533 347 1061"> <tr> <td data-bbox="118 533 347 913"> <p><i>Macronectes giganteus</i>（オオフルマカモメ）</p> </td> <td data-bbox="118 913 347 1061"> <p>百メートル （科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）</p> </td> </tr> </table>	<p><i>Macronectes giganteus</i>（オオフルマカモメ）</p>	<p>百メートル （科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）</p>
<p><i>Macronectes giganteus</i>（オオフルマカモメ）</p>	<p>百メートル （科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）</p>		

<p>第六十一～六十四南極特別保護地区</p>	<p>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。） 南極鳥類のうち、みずなぎどり科に属する種（マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）を除く。） カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ） 南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。） 南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）</p>		
<p>第六十五南極特別保護地区</p>	<p>一～十一（略） （新設） 十二（略）</p>		
<p>第六十六南極特別保護地区</p>	<p>（略）</p>		
<p>第六十七南極特別保護地区</p>	<p>一～九（略） 十 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。</p> <table border="1" data-bbox="118 1476 347 2004"> <tr> <td data-bbox="118 1476 347 1865"> <p>マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）</p> </td> <td data-bbox="118 1865 347 2004"> <p>百メートル （科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）</p> </td> </tr> </table>	<p>マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）</p>	<p>百メートル （科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）</p>
<p>マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）</p>	<p>百メートル （科学的調査に必要な場合にあっては、営巣地から二十メートル）</p>		

<p>第六十八〜七十二南極特別保護地区</p>	<p>十一〜十六 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="997 907 1141 1064"> <p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p> </td> <td data-bbox="1141 907 1476 1064"> <p>五十メートル</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="997 1064 1141 1131"> <p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p> </td> <td data-bbox="1141 1064 1476 1131"> <p>五メートル</p> </td> </tr> </table>	<p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p>	<p>五十メートル</p>	<p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p>	<p>五メートル</p>
<p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p>	<p>五十メートル</p>					
<p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p>	<p>五メートル</p>					
<p>第七十三南極特別保護地区</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、<i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) 又は <i>Leptonychotes weddellii</i> (ウエッテルアザラシ) の集団から百メートル以内に近づかないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、<i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) の繁殖地又は <i>Leptonychotes weddellii</i> (ウエッテルアザラシ) の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。</p> <p>六〜十四 (略)</p>	<p>第七十四・七十五南極特別保護地区</p>				
<p>第六十八〜七十二南極特別保護地区</p>	<p>十一〜十六 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="997 1848 1141 2004"> <p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p> </td> <td data-bbox="1141 1848 1476 2004"> <p>五十メートル</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="997 2004 1141 2072"> <p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p> </td> <td data-bbox="1141 2004 1476 2072"> <p>五メートル</p> </td> </tr> </table>	<p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p>	<p>五十メートル</p>	<p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p>	<p>五メートル</p>
<p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p>	<p>五十メートル</p>					
<p>南極哺乳類のうち食肉目に属する種及び南極鳥類 (繁殖中のものを除く。)</p>	<p>五メートル</p>					
<p>第七十三南極特別保護地区</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、<i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) 又は <i>Leptonychotes weddellii</i> (ウエッテルアザラシ) の集団から百メートル以内に近づかないこと。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、<i>Aptenodytes forsteri</i> (コウテイペンギン) の繁殖地又は <i>Leptonychotes weddellii</i> (ウエッテルアザラシ) の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。</p> <p>六〜十四 (略)</p>	<p>第七十四・七十五南極特別保護地区</p>				

様式第六 (第三十四条関係)

(表)

使用期限

年 月 日 発行
年 月 日

様式第六 (第三十四条関係)

(表)

使用期限

年 月 日 発行
年 月 日

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年八月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をすることがどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたもののみならず、

告 示

○総務省告示第二百五十一号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第四条第一項の規定に基づき、家計調査の調査地域を定めたので、同条第二項の規定に基づき、家計調査の調査地域を定める等の件（昭和五十年総理府告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月一日から施行する。

平成二十九年八月二十四日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

別表

別表

都道府県名	調 査 市 町 村 名
[略]	[略]
青森県	青森市 八戸市
岩手県	盛岡市 久慈市 一関市
宮城県	仙台市 石巻市 柴田町 加美町
秋田県	秋田市 大館市
[略]	[略]
福島県	福島市 郡山市 塙町
[略]	[略]
栃木県	宇都宮市 小山市 上三川町
[略]	[略]
富山県	富山市 滑川市 射水市
石川県	金沢市 七尾市 輪島市
[略]	[略]

都道府県名	調 査 市 町 村 名
[同上]	[同上]
青森県	青森市 むつ市 東北町
岩手県	盛岡市 遠野市 一関市
宮城県	仙台市 石巻市 白石市
秋田県	秋田市 湯沢市
[同上]	[同上]
福島県	福島市 郡山市 田村市
[同上]	[同上]
栃木県	宇都宮市 足利市 上三川町
[同上]	[同上]
富山県	富山市 魚津市 射水市
石川県	金沢市 七尾市 能美市
[同上]	[同上]